

町田市立室内プールの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 (2 0 2 6 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 稲 垣 康 治

町田市立室内プールの指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

公 の 施 設 の 名 称	町田市立室内プール
指定管理者となる団体 （共同事業体）	（名 称）株式会社協栄・東京体育機器株式会社共同事業体 （代表団体）株式会社協栄 代表取締役 山田 賢治 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 13 番 9 号 （その他の構成団体） 東京体育機器株式会社
指 定 の 期 間	2027 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日まで